

令和8年度 障害福祉分野就職支援金貸付事業のご案内

この貸付は他業種で働いていた方が、介護職員初任者研修以上の研修修了後、障害福祉職員として就職するときに必要な資金を貸付する制度です。

神奈川県内の対象となる障害福祉サービス施設・事業所で障害福祉職員として継続して2年間従事することによって貸付金が返還免除となります。

■貸付対象者 次の1～6をすべて満たす方が対象です

- 1 神奈川県内の障害福祉サービス施設又は事業所に障害福祉職員として就労が決定した方（内定含む）
- 2 申請時に65歳以下であること
- 3 前職から本貸付の該当業務で就労するまでの1年間に、介護職員等又は障害福祉職員として就労経験がない方
- 4 介護職員初任者研修以上の研修を修了した方（修了見込みを含む）
- 5 神奈川県内の障害福祉サービス事業所又は施設で障害福祉職員として、継続して2年間の従事をする意思のある方
- 6 かながわ福祉人材センターに有資格者の届出、又は求職者登録を行った方

【貸付申請にあたっての注意事項】

- ・対象となる就労先は「■対象となる施設・事業所」(P4)をご確認ください。
- ・就労後に研修を開始した場合は、貸付対象外となります。
- ・研修修了見込みで貸付申請をする場合、就労開始日から3ヶ月以内に研修を修了することが要件となります。また、研修修了後に修了証明書の提出が必要となります。
- ・「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」および「介護分野就職支援金貸付事業」の貸付けを受けたことがある方は対象外となります。

<貸付額>

200,000円以内 1人 1回限り（無利子）

<貸付申込期間>

貸付の申込期限（書類提出期限）は、就労開始後3ヶ月以内

<連帯保証人>

- ・本貸付では連帯保証人を1人立てていただく必要があります。
- ・日本国内に居住しており、貸付申請時に20歳以上80歳以下で原則独立した生計を営むなど安定した収入のある方（前年度の収入および今年度の収入見込みが150万円以上の方）
- ・外国籍の方は在留資格が永住者であること
- ・連帯保証人は返還となった場合、借受者とともに返還する義務があります。
- ・連帯保証人は、自身が借受者となることはできません。また、複数の連帯保証人となることはできません。
- ・申請者は、他の申請者の連帯保証人となることはできません。

◆貸付申請手続きの主な流れ

I 申請書類の準備

- 鉛筆・消せるボールペンや浸透印（スタンプ式印鑑）は使用しないでください。
- 留意事項（※）が守られていないものや書類の不足や不備がある場合は受付できません。

<申請手続きに必要な書類>

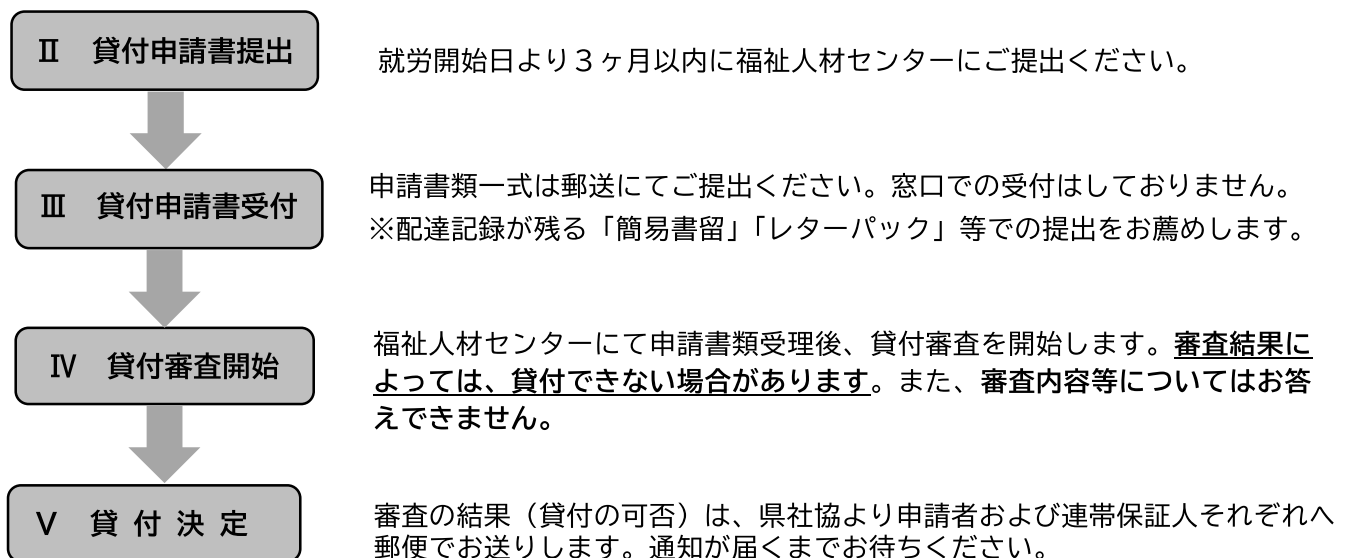
書類名	留意事項（※）
① 貸付申請書（様式1）	<ul style="list-style-type: none"> ● 連帯保証人の欄は、全て連帯保証人にて記入してください ● 申請者と連帯保証人は別々の印鑑（朱肉を使う印鑑）を使用してください ● 住所、氏名は住民票の記載内容と同様に記入してください （㊤住民票と異なる住所に居住している方は申請できません）
② 個人情報の取扱いについての同意書（様式11）	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請者・連帯保証人の署名、捺印が必要となります ● 申請者と連帯保証人は別々の印鑑（朱肉を使う印鑑）を使用してください
③ 県内で就職することを証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労開始日・就労先・職種・雇用形態等を確認させていただきます。 ● 内定通知書・雇用契約書等をご提出ください。 ※有期雇用の場合は、契約更新の有無について確認できること
④ 住民票（申請者と連帯保証人）	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請者および連帯保証人の分（申請者と連帯保証人が同一の住民票に記載されている場合は1通で可。ただし各々の生年月日が確認できること） ● 発行から3ヶ月以内のもの ● 本籍地・マイナンバーの記載のないもの ※連帯保証人が外国籍の方の場合、在留資格が「永住者」であることの記載があるもの
⑤ 該当業務就労以前の1年間の確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 貸付申請の該当業務就労以前の1年間について、介護職員または障害福祉職員としての就労がないことの証明が必要になります。 ● 年金の被保険者記録回答票など
⑥ 資格を証明する書類（写し）	<ul style="list-style-type: none"> ● 下記の「■対象となる資格・研修」をご確認ください。
⑦ 申請書提出チェックリスト	<ul style="list-style-type: none"> ● 提出前に必ずご確認ください。

★①～⑦のほかに貸付審査に必要な書類を提出していただく場合があります。

★提出された貸付申請書類は返却いたしません（不受理を除く）。

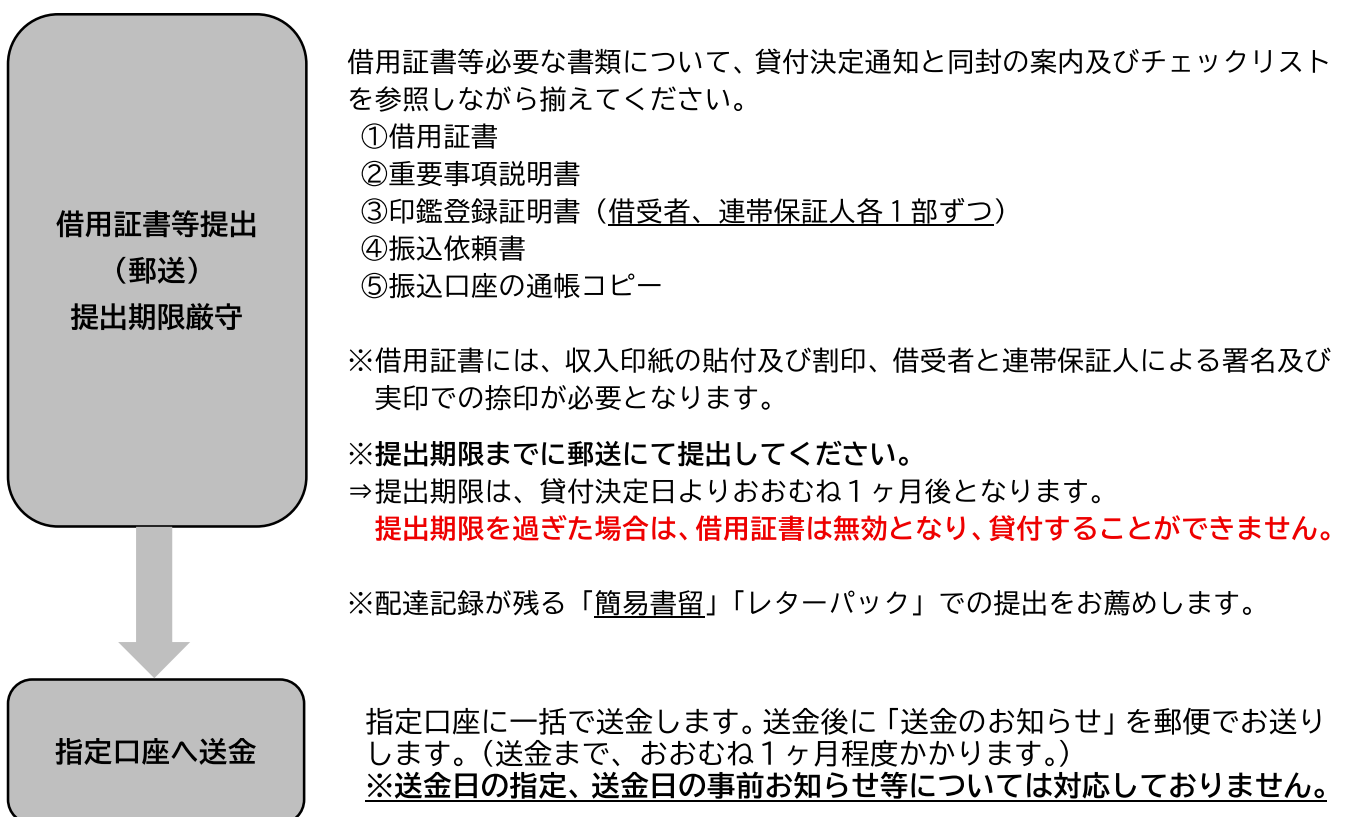
■対象となる資格・研修

資格・研修名	証明する書類
①介護福祉士	介護福祉士登録証
②介護福祉士実務者研修	実務者研修修了証明書（または見込み証明書）
③介護職員初任者研修	初任者研修修了証明書（または見込み証明書）
④介護職員基礎研修1級課程	介護職員基礎研修修了証明書
⑤介護職員基礎研修2級課程	介護職員基礎研修修了証明書



◆貸付決定後の主な流れ

貸付決定された方に、貸付決定通知書とその後のお手続きに必要な書類を郵便でお送りいたします。
⇒詳細については、貸付決定後にお送りする「障害福祉分野就職支援金の手引き」をお読みください。



◆貸付金の返還猶予について（送金完了後の手続き）

- 県内の障害福祉サービス施設または事業所で障害福祉職員として就労を開始した日または研修修了日のいずれか遅い日を起点として2年間の返還猶予の申請手続きが必要となります。
- 猶予申請手続きに必要な書類は、返還猶予申請書（様式6）・業務従事届（様式2）となります。
- 業務従事届（様式2）は従事先より証明いただくこととなります。

◆貸付金の返還免除について

<返還免除要件>

神奈川県内の障害福祉サービス施設・事業所で、障害福祉職員として継続して2年間従事すると、貸付金について、返還免除の申請が可能になります。

▶「継続して2年間従事」とは、就労開始日又は研修修了日のいずれか遅い日を起点として、730日在籍し、うち360日以上（月平均15日以上）または週20時間以上の継続した従事をする事です。

※家族の扶養の範囲で従事している方についても、免除要件を満たす従事が必要となります。

※返還免除となるためには、返還免除申請書類での申請が必要となり、2年間の従事について確認し審査となります。

■対象となる施設・事業所

※「障害福祉情報サービスかながわ」のHPでご確認ください

※介護保険事業所または施設は対象となりません

サービスの種類	サービス内容	
障害福祉サービス	居宅介護	就労支援（移行・継続・定着等）
	重度訪問介護	共同生活援助
	同行援護	相談支援（地域相談・計画相談等）
	行動援護	地域生活支援（県・区市町村）
	療養介護	地域活動支援センター
	生活介護	児童発達支援
	短期入所	放課後等デイサービス
	重度障害者等包括支援	障害児相談支援（障害児支援利用援助）
	施設入所支援	障害児入所施設
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	身体障害者福祉センター
	自立生活援助	その他障害福祉サービスを提供する事業所

<返還となる場合について>

事実と異なる申請や返還免除要件を満たした従事の確認ができない場合、返還猶予申請、返還免除申請等に必要書類を期限までに提出しないなど手続きが滞った場合、貸付金を返還していただきます。

貸付申請時に定めた返還方法（10回以内）により返還となり、返還期限を過ぎた場合は年3%の延滞利子が元金に対して発生します。

【問い合わせ先】

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉人材研修センター 福祉人材センター
〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター13F
TEL 045-312-4816 ※月～金（土日祝日除く）9:00～12:00、13:00～17:00